

# セーフティネット保証制度

災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様については、一般の保証枠とは別枠で保証を行います。

## 1 対象となる方

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

- 1号 大型倒産発生により影響を受けている中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
- 3号 突発的災害（事故等）により影響を受ける中小企業者
- 4号 突発的災害（自然災害等）により影響を受ける中小企業者
- 5号 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性がある者と判断される者

（注1）各号ごとに、案件、業種を経済産業大臣が指定します。

（注2）5号については、平成23年3月31日までは「景気対応緊急保証」として、一部例外業種を除く原則全業種の方々が利用可能です。

## 2 支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

保証限度額

（一般保証限度額）

- ・普通保証 2億円以内
- ・無担保保証 8千万以内
- ・無担保無保証人保証 1,250万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）

+

（別枠保証限度額）

- ・普通保証 2億円以内（6号は3億円以内）
- ・無担保保証 8千万以内
- ・無担保無保証人保証 1,250万円以内（一般保証同様、納税していること等、一定の要件あり。）

## 3 保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。